

# 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

有限会社しえあーど

## 1 感染対策に関する目的と基本的考え方

有限会社しえあーど（以下、「法人」という）は、サービスを提供する居宅や拠点等において、感染症が発生、または、まん延しないように必要な措置を講ずることを目的に、この指針を定め、ご利用者、ご家族、法人職員及び関係する方々の安全確保を図ることとする。

## 2 平常時の対応

法人は、国等の定める方針、法人の定める指針、感染症対策に関するマニュアル等に沿いながら、次のような感染対策を徹底する。対策の方法は職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

- ・日常のケアにかかる感染症対策（標準的な予防策、手洗いの基本、食事介助時、排泄介助時、医療処置時、兆候発見のための日常の観察 等）
- ・衛生管理（環境の整備、衛生物品の管理、排泄物や血液・体液の適切な処理等）
- ・職員の健康管理
- ・その他、平常時に感染対策として必要な事項

## 3 感染症発生時の対応

法人は、感染症が発生した場合、国や法人の定める指針、マニュアル等に沿いながら、ご利用者と職員の生命や身体及び人権に重大な影響が生じないよう、法人全体で迅速に次のような対応を行う。

- ・感染症発生状況の把握
- ・感染対策の徹底（感染拡大の防止、症状に応じた処置や対応等）
- ・保健所や行政等への連絡、報告、連携
- ・業務継続計画（BCP）に基づいた事業の継続
- ・その他、感染症発生時に必要な事項

## 4 感染対策委員会の設置

### （1）感染対策委員会の目的と役割

法人は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を推進、啓発するため、法人に「感染対策委員会」を設置し、以下の業務を行う。

- ・指針やマニュアル等の作成・更新
- ・感染対策に関する職員研修や啓発活動の企画及び実施
- ・感染症発生時の法人が行う対応への補助
- ・平常時の感染症対策実施状況の把握と評価および感染症発生後の対応等の検証
- ・その他、感染対策について必要な事項

### （2）感染対策委員会の構成

感染対策委員会は、次に掲げる者で構成し、委員長を1名選出する。

- ・法人役員
- ・事業所管理者
- ・サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
- ・看護職員
- ・専門職員（介護職員・保育士・リハビリ職員・相談支援専門員等）
- ・事務職員

- ・その他必要と認められる者（嘱託医、外部専門家等）

### （3）感染対策委員会の開催

感染対策委員会は、委員長が召集し、6ヶ月に1回以上の定例会議を開催のほか、必要に応じて臨時会議を開催する。

## 5 職員研修及び訓練の実施

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修及び訓練を感染対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

- ・新規採用者に対する研修  
採用時に感染対策の基礎やマニュアル等に関する教育を行う。
- ・定期研修・訓練  
感染対策に関する定期的な研修及び訓練を年2回以上実施する。
- ・外部研修への参加  
外部で実施されている研修会へ積極的に参加をする。

## 6 記録の保管等

感染対策委員会の会議記録のほか、感染対策に関する諸記録を作成し、その内容を職員に周知するとともに、5年間保管する。

## 7 ご利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針及び関係マニュアルは、職員の目に付きやすく事業所に常備する。また、ご利用者等から閲覧の求めがあった場合は閲覧に供するものとする。

## 8 その他感染症対策推進のために必要な事項

### （1）指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

### （2）各事業所における感染対策

法人内の各事業所の実情に応じ、本指針と共に、個別の指針やマニュアル等を策定する。その際、感染対策委員会と情報共有を行う。

### （3）行政機関等から特別な通知のある場合は、そちらを優先とする。

### （付則）

本指針は、2023年12月20日より施行する。